

ごみ処理手数料の改定とごみの減量化に向けて

平成15年にスタートした新たなごみの分別収集開始から10年が経過しました。

現在の分別が定着してきた一方で、各家庭から出されるごみ量は、横ばい傾向にあるとともに、様々な環境の変化により、ごみ処理に係る経費も大きく増加してきました。

また、ごみの焼却については、平成15年からの10年間、歌志内市にあった民間の焼却炉「エコバレー歌志内」に委託をしてきましたが、不採算等の理由により、平成25年3月を持って撤退することが決定し、空知管内14の市町の共同で、新しい焼却炉の建設が必要となりました。

平成25年3月、新たな焼却炉「中・北空知エネクリーン」が完成し、同年4月から供用開始となり、安定したごみ処理が継続されることになりましたが、施設の建設費やごみ処理に係る経費は、平成20年以降から増加してきたこともあり、ごみ処理手数料の改定とさらなるごみの減量化に取り組むこととしました。

ごみの減量化にご協力をお願いします。

平成23年9月に行ったごみの組成調査では、家庭から出される燃やせるごみのうち、約40%は紙類でした。そこで、このうちの約半分程度を古紙として資源にすると、大きな資源化を進めることができ、ごみ処理手数料の改定による負担軽減も可能と考え、平成26年4月から「雑がみ」を資源ごみに加えることとしました。

また、ごみ収集車の火災原因となっていた危険なごみの取扱いを変更したことや、燃やせるごみの受入条件が緩和されたことなどから、平成26年4月から分別も一部見直すこととしました。

【雑がみの出し方】

■出す日～各地域の資源ごみの日 ■出し方～指定のごみ袋はありません。

紙袋（持ち手部分が紙製でない場合は、取り外す）に入れてしぼるか、ダンボールを折りたたみ、平らにした状態で、間にはさめて出してください。（ダンボールを箱状のまま、雑がみを入れて出すのはご遠慮ください。）

これらが無い場合は、透明な袋に入れて出してください。

雑がみに該当する紙類

- 紙製の封筒、のし袋
- 便箋、はがき、紙袋（紙袋の持ち手部分が紙製以外は取り外す）
- 包装紙、のし紙、ティッシュペーパーの箱
- アルミホイルやラップの箱
- アルミホイル、ラップ、トイレトペーパーの芯
- 学校のプリント、ノート
- 菓子類（チョコレートなど）の箱・紙缶
- たばこの箱
- 菓子折りの箱、台紙、紙製の中仕切り、画用紙・カレンダー・ポスターなど

【注意事項】

- 紙以外の金属、ビニール、粘着物等が付いている場合は、取り外す。
- 上記に該当する紙類であっても右に記載している物は対象外です。

該当しない紙類

- 感熱式及び複写式の用紙（レシート、ファックス用紙、領収書など）
- 裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅急便の複写式伝票など）
- 防水加工の施されている紙袋・ポスター、紙製容器（プラスチック等の表面加工がされている物で光沢が強いものなど）
- 臭いが染みついている紙（石鹸の個別包装、紙製の洗剤容器、お線香等の箱など）
- 圧着はがき（親展はがき）
- 水や油の付いた紙（使用済みのティッシュペーパー、タオルペーパーなど）
- 金、銀などの金属が内側に加工された紙
- 写真等の印画紙（インクジェットプリンタ用光沢紙等）

【特定品目（危険ごみ）】 無料

分別品目	現在の分類		変更後の分類	出す日	出し方
①電池類・水銀体温計・水銀血圧計	乾電池	燃やせないごみ	特定品目（無料）	粗大ごみの日	①と②と③は、それぞれの種類に分けて内容物が確認できる透明な袋に入れて出す。 〈備考〉 ※ ¹ 水銀体温計・水銀血圧計は割れないようにケースなどに入れる。 ※ ² 蛍光管は、割れないように紙のケースに入れる。 ※ ³ ガス缶類は屋外の安全な場所でガス抜きをする。
	水銀体温計	拠点回収			
②蛍光管	蛍光管	燃やせないごみ			
③ライター、ガス缶（スプレー缶・カセットボンベ）	100円ライター	燃やせるごみ			
	ガス缶	燃やせないごみ			

【分別の取り扱い一部見直し】

分別品目	現在の分類	変更後の分類	備考
とうきびの芯	生ごみ	燃やせるごみ	
土・砂・ペットの砂	粗大ごみ	燃やせないごみ	袋が破れない程度の重さにすること。
厚さ2センチ以上の板類（まな板など）	燃やせないごみ	厚さ5センチ以下「燃やせるごみ」 厚さ5センチ超「燃やせないごみ」	
くもりガラスのびん・化粧品 のびん	燃やせないごみ	資源ごみ（びん）	乳白色及び陶磁器製の物は「燃やせないごみ」
カセットテープ・ビデオテープ	その他ごみ	燃やせるごみ	
鉄塊類（鉄アレイなど）		燃やせないごみ	袋に入らない物は「粗大ごみ」
ひも類	50cm以上の物	その他ごみ	燃やせるごみ 1m以下に切るか、1m以下にほどけないよう丸めるかしばる。 不燃性の物は「燃やせないごみ」
	50cm未満の物	燃やせるごみ	

※新たな分別内容を掲載した「ごみガイドブック」は、広報たきかわ3月号の配布時期に合わせて、全戸配布を予定しています。

■古繊維の拠点回収も品目の範囲が拡大

市役所などで、拠点回収をしている古繊維の回収範囲が、受入先の条件緩和により、これまでの綿製品以外にスーツやジーンズ、フリース、コートなど再利用可能な衣類全般も回収対象となりました。詳細はくらし支援課へお問い合わせください。

▼回収場所

- ・市役所庁舎3階くらし支援課 : 月～金の8時30分～17時15分(祝日・年末年始休業日を除く。)
- ・旧粗大ごみ処理センター : 土・日・月の13時～16時(年末年始休業日を除く。)
- ・江部乙支所1階ホール : 月～土の8時30分～21時(年末年始休業日を除く。)